IV-1 消費者の権利と責任

消費者とは?~知っておきたい権利と責任~

■ 私たちも「消費者」のひとりです

お金を払って商品を買ったり、インターネットを使ったり、電車やバスに乗ったりしています。そうやって商品やサービスを"消費"する人のことを「消費者」といいます。中学生も「消費者」であり、社会の一員です。



■「自立」と「行動」で、消費者としての自覚を身につけよう

消費者として買い物をしたり、サービスを受けたりするときには、よく考えて行動することが大切です。さまざまな商品から、自分に一番ふさわしいものを選ぶだけでなく、社会や環境のことも考えてかしこい選択ができるよう、消費者として確かな知識を身につけましょう。

≪消費者として心がけておきたいこと≫

人や環境に やさしい商品を 選択する



値段が安いからとすぐ飛びつくのではなく、どうしてこんなに安いのか疑問を持つこともに必要です。品質が悪くないか、生産国では働いた人に賃金がきちんと支払われているか、素材として安価なプラスチックなどが大量に使われていないかなどを考えてみましょう。

よく考えて購入し 必要以上に買わない



ものを買うときは本当に必要なものか、今買わなければならないものなのかを、じっくりと考えてみましょう。

「安かったから」などの理由 で、必要以上の買い物をして、 結局ムダにしてしまうことも少 なくありません。

必要がない サービスは断る





買い物袋を家から持参すれば、お店から受け取る包装紙やポリ袋などが不要になり、 ゴミを軽減することにもつながります。

必要のないサービスは、断 るようにしましょう。





よりよい社会をめざして行動する消費者を消費者市民といいます。

Ⅳ-2 消費者の権利と責任って?

■ 権利と責任を具体的に考えよう!







あなたならこんなとき、どうする?

11 行動しない

注文とは異なるもの の、商品は送られて きた。めんどくさい し、仕方ないのであ きらめる。



2 行動する

注文とは異なる商品が 送られてきたなんて、 納得できない!買った お店(事業者)に問い 合わせる。



不正な取引、被害が減らない!

- ・改善策がとられない
- ・悪質な事業者が取り締られない
- ・粗悪な商品やサービスが増える

事業者が対応しない

事業者が対応

原因が究明されて、 再発防止が図られる

あきらめない!

消費者生活相談窓口 に相談 トラブル情報を提供

再発防止、被害を縮小!

- ・健全な事業者が育つ
- ・良質な商品やサービスが増える
- ・安全安心な社会になる

消費者の権利と責任については、国際消費者機構(CI)が、8つの権利と5つの責任を提唱しています。私たちも、この考えを身につけて、かしこく責任ある消費者になるように努めましょう。

消費者の権利って?

① 安全が確保される権利



危険な商品によって危害を受けることが ないように保障される。

②選択する権利



自分の意思で自由に商品やサービスが 選択できる。

③ 情報が与えられる権利 ④ 意見



商品の原材料や原産地などが正しく表示されている。

④ 意見が反映される権利



企業などに意見を言った時意見が反映 されて対抗策がとられる。

⑤ 消費者教育を受ける権利



危被害や事故に遭わないように事前 に学校や家庭で学ぶ。

⑥ 被害の救済を受ける権利

権利と責任を 身につけてかしこい

消費者になろう!



間違った契約を してしまって…

被害を受けて相談した時、被害回復の対応策がとられる。

⑦ 基本的生存の権利



商店・学校・病院などがあり生活に 必要なものが入手できる。

⑧ 健全な環境で暮らす権利



健全な生活環境のなかで働き、生活 する。

① 批判的な意識を持つ責任



広告や評判をそのまま信じるのでは なく、疑問や関心を持つ。

② 行動する責任



買った商品に問題があったら、消費 生活センターなどに相談する。

③ 社会的関心を持つ責任



られた作物や製品を適正な価格で継続的に取引することによって、 生産者の持続的な生活向上を支える仕組みです。

自分たちが選んだものが、社会に影響 を与えることを自覚する。

④ 環境への自覚の責任



商品を選ぶ時、原料や使い終わった後 のことも考える。

も整えられてい

⑤ 消費者として団結する責任

ひとりでは弱い力でも、連帯することで 大きな力になる。

① 消費者保護

科学技術や経済が高度化、複雑化してきている現代の経済社会の仕組みのもとでは、消費者は商 品やサービスについての知識・情報、価格の決定に関して、事業者に対して弱い立場に置かされて います。このような中で消費者が不利益をこうむらないために、さまざまな法令によって保護され ています。

しかし、食品の偽装問題などの消費者問題も後を絶たず、消費者は一定の情報を持ち、自ら行 動を起こしていく必要があります。こうした消費者の立場を保障する視点から、消費者が持つべ き基本的な権利として「消費者の権利」が主張されているのです。

2 消費者保護基本法から消費者基本法へ

戦後の日本高度経済成長期の大量生産・大量販売の過程で、消費者問題が社会的な問題として 取り上げられ、1968年に消費者保護基本法が制定されました。これは消費者保護の憲法であ り、国や地方自治体、企業がなすべきことが明確になりました。この法律はその後、それまでの 行政による業者の規制による消費者保護から、消費者が権利の主体として、自立できることを支 援する内容に改正され、名称も「消費者基本法」と改められました。

3 消費者の権利と責任

これまで行政の動きは、消費者を保護するほうに向いていました。しかし、最近はいろいろな 規制をなくす方向にあり、事業者と消費者は、お互いの責任で取引を行うことが求められていま す。私たちは消費者としての権利の責任を自覚し、日々の生活でより良い選択をすることが大切 です。

IV-3 消費者を支える仕組み

消費者庁

- ・ 消費者行政の司令塔
- ・国民生活センターの所管
- ・ 体系的な教材開発

- ・国民生活に関する情報の 提供
- ・消費者被害の未然防止

消費生活 也沙夕一

(都道府県各自治体)

- 消費者相談
- 消費者啓発講座